

## 非農産品市場アクセス(NAMA)のモダリティに関する議長テキストの概要

7月17日に発表されたNAMAのモダリティに関する議長テキストのうち、主要要素に関する概要以下のとおり。文書の構成としては、「議長によるコメント」と「モダリティ案」の2つの部分に分かれている。

焦点となっているフォーミュラの係数については、途上国係数について[19～23]、先進国係数について[8～9]を提示。途上国係数について20を超える高い数字を示しつつ、先進国係数について10を下回る低い数字を提示している点は、我が国の係数に関する基本的立場に照らし問題がある。

他方、品目カバレッジについては、UR 時との継続性から海草類を非農産品として扱うことを認めるよう求めてきた、我が国の立場が反映されたものと評価。

### 1. 関税削減フォーミュラ

#### **【モダリティ案】**

- ・ スイス・フォーミュラを個別の品目ごとに適用する。
- ・ 先進国係数は[8～9]、途上国係数は[19～23]とする。

#### **【議長コメント】**

- ・ 2つの係数に基づくスイス・フォーミュラを採用するという考え方については、加盟国間でほぼ一致が見られる。
- ・ 2つの係数の差を5とする立場(先進国主張)と25(途上国主張)とする立場については、いずれも合意を得られる見込みはなく、今般提示の範囲を支持または受け入れる国が多いと見ている。

### 2. 非譲許品目のマークアップ(かさ上げ)

#### **【モダリティ案】**

- ・ 基準時(2001年)における実行税率に20%ポイントのマークアップを行った上でフォーミュラを適用し、関税削減を行う。

#### **【議長コメント】**

- ・ 非譲許品目のマークアップの問題に関しては、多くの加盟国は柔軟性を示していることから、20で合意が得られるものと信じている。

### 3. 途上国の柔軟性(「パラ8の柔軟性」)

#### **【モダリティ案】**

(a) 途上国については、フォーミュラ適用の例外が以下のように認められる。

(i) 品目数かつ輸入額の10%までについて、フォーミュラが適用される場合の削減幅の半分までの削減緩和

または、

(ii) 品目数かつ輸入額の5%までについて、非譲許維持またはフォーミュラ適用免除

(b) ただし、この柔軟性を適用しない国は、途上国係数に3を上乗せする。

#### **【議長コメント】**

- ・ 大多数の国が、枠組み合意で合意された構造及び水準を受入れ可能と示唆したので、これに沿った案とした。
- ・ フォーミュラ適用の例外を行使しない途上国に対して係数を高くすることについては、ある程度の支持があったため、過度な柔軟性を与えない範囲の案とした。

### 4. 品目カバレッジ(NAMA交渉対象品目の範囲)

#### **【モダリティ案】**

- ・ このモダリティは、アネックス1によって定義される全ての非農産品に適用される。

#### **【議長コメント】**

- ・ 今般提案した対象品目リストは、加盟国によって合意されるべきリストであり、これに、以前から存在している異なる取扱いも明記したものである。
- ・ 多くの国は、異なる取扱いのない合意リストの方がよいとしたが、2カ国の有するセンシティブティにより、コンセンサスに達しなかった。そのため、次善の策として、加盟国の従来からの権利に変更を加えない合意リストとした。